

高岡商工会議所 議員改選のしおり

令和元年度は、高岡商工会議所議員の改選（3年任期）の年です。

商工会議所議員は、法律（商工会議所法）により商工業者の代表として大切な職責を持つとともに商工会議所の運営とその事業を推進・実行していくための強い権限をもっています。

会員並びに特定商工業者の皆さんには、公正な立場で商工業振興のため、地元商工業者の世論を双肩に担い、地域経済の繁栄にご尽力いただく新議員の選任をお願い申し上げます。

◆議員の定数 定数 120名

商工会議所法は、会議所議員として次の3種を置くことを規定しています。

1号議員	・ 会員および特定商工業者が会員のうちから選んだ議員	(60名)
2号議員	・ 各部会で部会員のうちから選任した議員	(42名)
3号議員	・ 会頭が議員総会の同意を得て会員のうちから選任した議員	(18名)

※「1号・2号・3号議員」とは、選出の方法を表すもので、選出されますと一切区別はありません。

◆議員の選挙・選任および被選挙権

◎会員の場合

1. 選挙人名簿確定

令和元年8月16日（金）午後5時までに令和元年度分の会費を納入された方はすべて1号議員の選挙・被選挙権および2号議員の選任権を有します。

（会費5口以上の事業所は上期分を納入）

2. 選挙人名簿に登録された会員であって立候補届を提出する場合、令和元年度以降会費として8口以上、議員負担金（年額）18万円以上を納める誓約をした者で、次の各号に該当しないことが条件となっています。（選挙規程第7条）

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で未だ復権しない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日、又は、執行をうけることがなくなった日から5年を経過するまでの者
- ・ 反社会的勢力または反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者
- ・ 選挙人名簿確定日までに会費を未納の者

◎会員以外の特定商工業者の場合

1. 選挙人名簿確定

令和元年8月16日（金）午後5時までに、令和元年度負担金を納入したものはすべて1号議員の選挙権を有します。

2. 特定商工業者は法律によって被選挙権および2号議員の選任権はありません。

◆選挙人名簿

◎名簿調整日

会員および特定商工業者の選挙資格を有する選挙人名簿は選挙規程第9条により毎年8月1日現在で基本選挙人名簿を調整することになっています。

◇議員候補者の負担金及び選任に関する負担金

議員候補者として立候補するときは、議員選挙負担金として金3万円を納めなければなりません。尚、2号議員、3号議員に関しては、選挙関係費の一部として金3万円をご負担願います。

1号議員 (60名)

◆議員候補者の立候補

1. 立候補の手続きは、9月4日(水)から9月24日(火)午後5時までの期間に、議員選挙長に届け出ること。
(届け出用紙等関係書類は事務局に準備しています)
2. 議員候補者として立候補するには、立候補届を提出する際、令和元年度以降の会費として8口以上、議員負担金として18万円以上を納めることの誓約書を添えなければなりません。
3. 第三者(但し、選挙人名簿に登録された者に限る)が他の者を議員候補者に立てようとするときは、本人の承諾書を添えて前項の手続きをしてください。

◆投票

1. 投票日時 令和元年10月4日(金)
午前9時～午後5時
2. 投票所 富山県高岡市丸の内1-40
高岡商工会議所5階506号室
3. 投票は単記無記名の投票です。
4. 選挙人(選挙人名簿に登録されている会員および特定商工業者)は、当日受付で投票用紙の交付を受け投票していただきます。
5. 会員と特定商工業者の2つの資格を有しておられる方は、規定により特定商工業者としての選挙権は有せず、会員としてのみ選挙権を行使できます。
6. 投票の数は、会員の負担する会費の口数に応じ次のとおりとする。
 - ・会員1人につき会費口数10口まで1票として、会費口数10口を増すごとに1票を加える。但し最高10票までとする。
 - ・特定商工業者は1人1票
7. 不在者投票
議員選挙の当日、旅行その他の事由により自ら投票所に行き、投票が出来ない場合は次により選挙長に申し出て投票することができます。
《投票期間》
令和元年10月1日(火)～3日(木)
午前9時から午後5時

2号議員 (42名)

◆議員の選任

1. 2号議員の選任は、部会ごとに2号議員選任協議会を開催して、あらかじめ部会ごとに割り当てられた数の議員を選任し、部長は協議会経過録および選任された本人の承諾書、令和元年度以降会費8口以上、議員負担金として18万円以上納めることの誓約書、ほか関係書類を選挙長に届けなければならない。
2. 2号議員の選任届は、9月17日(火)午後5時迄です。
3. 2号議員選任協議会で投票による選任方法を採用の場合は会費口数に関係なく一人1票、単記無記名投票とします。

3号議員 (18名)

◆議員の選任

1. 3号議員の選任については9月3日(火)に3号議員の選任に関する議員総会で選任します。
2. 3号議員についても1号および2号議員と同様に就任承諾書を提出する際、令和元年度以降会費8口以上、議員負担金として18万円以上を納めることの誓約書を提出しなければなりません。
3. 3号議員の選任届は、9月10日(火)午後5時迄です。

部会別 2号議員割当数と選任部会 開催日時

部会名	割当数	選任部会 開催日程	所属業種
1. 金融情報部会	3名	9月10日(火) 13:30～	銀行・信託業、中小企業等金融業、貸金業、投資業等非預金信用機関、補助的金融業、金融付帯業、証券業・商品先物取引、保険業、放送業、情報・通信業、調査業、広告業、弁護士・公認会計士・税理士等専門家業、出版・印刷・同関連業、政治・経済・文化団体
2. 工業部会	12名	9月9日(月) 15:00～	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣料・その他繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、土石採取業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気業・ガス、機械・器具修理業、産業廃棄物業、その他の製造業
3. 流通部会	13名	9月10日(火) 15:00～	各種商品卸売業、繊維・衣料等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業(伝統産業を除く) 各種商品小売業、織物・衣料・身の回品小売業、飲食料品小売業、自転車小売業、家具・什器・家庭用機械器具小売業、薬局・薬店、その他の小売業(伝統産業を除く)
4. 伝統産業部会	4名	9月11日(水) 10:30～	銅器・鉄器・仏具等製造業、漆器等製造業、仏壇等製造業、銅器・鉄器・漆器・仏壇・神具等卸売業、銅器・鉄器・漆器・仏壇・神具等小売業
5. 観光・サービス部会	3名	9月11日(水) 13:30～	旅行業、ホテル・旅館・他の宿泊所、旅客自動車運送業、一般飲食店、その他飲食店、クリーニング・理容・美容・浴場業、駐車場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、物品賃貸業、宗教法人・寺院、宗教関係、学校法人・各種学校、教育、協同組合、医師・医療法人・福祉法人・医療業、保険衛生業、その他の事業サービス業
6. 運輸交通部会	2名	9月9日(月) 13:30～	鉄道業、路線旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、自動車小売業、自動車整備業
7. 建設部会	5名	9月11日(水) 15:00～	総合工事業、職別工事業、設備工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、建設設計・建築コンサルタント業

★開催日時については都合により変更することがあります。

◆役員(会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事)の決定

1号議員(60名)、2号議員(42名)、3号議員(18名)合計120名の議員がそれぞれ決定致しますと、会頭1名、副会頭4名、専務理事1名、常議員40名、監事3名を選任する組織議員総会を招集し、新役員を決定いたします。

令和元年度高岡商工会議所議員選挙日程

月 日	事 項	備 考
8月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本選挙人名簿の調整 ・議員選挙長の告示 ・基本選挙人名簿の告示 ・基本選挙人名簿の縦覧告示 	(規程第9条) (規程第4条) (規程第10条2項)3日以前に告示
8月5日(月) ↓ 8月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本選挙人名簿の縦覧(8月16日まで) ・基本選挙人名簿に対する異議申し立て受理(8月16日まで) 	(規程第10条)7日間縦覧 (規程第11条)
8月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本選挙人名簿および補充選挙人名簿の確定並びにその告示 	(規程第12条) 選挙規程第5条により令和元年度分会費及び特定商工業者負担金を納入した者に対し選挙権を与える。但し、会費5口以上の事業所については、上期会費分を納入したもの
9月3日(火)	◎選挙告示(選挙日時、投票所、議員数) <ul style="list-style-type: none"> ・1号議員の立候補期間および締切期日の告示 ・2号議員の選任期間および締切期間の告示 ・不在者投票に関する告示 ・入場券の配布 	(規程第16条)選挙日の20日以前に告示) (規程第58条) (規程第27条)
9月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議員総会(3号議員選任議員総会)(9月10日までに届出) 	(規程第64条)
9月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・1号議員の立候補の届出開始(9月24日まで) 	
9月9日(月) ↓ 9月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・2号議員の選任部会の開催 	(規程第58条)
9月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・2号議員の届出締切とその告示 	(規程第44条)
9月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・1号議員立候補締切及びその立候補者の告示 	(規程第61条)
9月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員立候補辞退届出締切 ・選挙立会人の委嘱 ・投票用紙の様式告示 	(規程第18条)
10月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員選挙投票日、同開票 ・選挙会 当選人の告示 	(規程第14条)任期前30日以内
11月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議員総会(組織議員総会) 	